

# 香川県報



第 45 号

平成 18 年

6 月 9 日（金曜日）

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

告示	生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）	一
	生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	三
	障害者自立支援法の規定による事業者の指定	六
	漁港漁場整備法の規定による漁港区域の変更	（水産課）
	道路の区域変更	（道路課）
公告	香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し	（会計課）
	大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出	（経営支援課）
	大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告	（ ）
	土地改良事業の認可	（土地改良課）
	土地改良事業の同意	（ ）
	土地改良区の役員の就退任の届出（七件）	（ ）
	土地改良区の役員の退任の届出	（ ）
	土地改良事業の工事完了の届出	（ ）
	県営土地改良事業の工事完了	（ ）
	港湾隣接地域の指定に関する公聴会の開催	（港湾課）
教育委員会公告	落札者等の公示（二件）	（ ）
選挙管理委員会告示	公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し	（ ）

## 正誤

- 平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）目次中訂正
- 平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）香川県告示第二百四十四号中訂正
- 平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）香川県告示第二百四十五号中訂正

## 告示

### ●香川県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年六月九日

香川県知事 真鍋 武紀



●香川県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成18年3月15日	せとうち福祉サービス 訪問介護部	株式会社 せとうち福祉サービス	訪問介護
平成18年3月15日	せとうち福祉サービス 福祉用具部	株式会社 せとうち福祉サービス	福祉用具貸与
平成18年3月16日	せとうち福祉サービス デイサービス三豊	株式会社 せとうち福祉サービス	通所介護
平成18年3月16日	グループホームせとうち	株式会社 せとうち福祉サービス	認知症対応型共同生活介護
平成18年3月20日	まんのう町社会福祉協議会仲南訪問介護事業所	三豊市詫間町詫間581番地11	訪問介護
平成18年3月20日	まんのう町社会福祉協議会訪問介護事業所	仲多度郡まんのう町四條734番地1	訪問介護
平成18年3月20日	まんのう町社会福祉協議会琴南訪問介護事業所	仲多度郡まんのう町四條734番地1	訪問介護
平成18年3月20日	まんのう町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	仲多度郡まんのう町四條734番地1	居宅介護支援
平成18年3月20日	特別養護老人ホームやすらぎ荘	まんのう町 仲多度郡まんのう町吉野 下430	短期入所生活介護 介護老人福祉施設
平成18年3月21日	小豆郡小豆島町池田2071番地2	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	訪問介護
平成18年3月21日	小豆郡小豆島町片城甲44番地95	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	訪問介護
平成18年3月21日	内海病院	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成18年3月21日	小豆島町訪問看護ステーション	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	訪問看護
平成18年3月21日	小豆島町国民健康保険福田診療所	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	居宅療養管理指導
平成18年3月21日	介護老人保健施設うちのみ	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設
平成18年3月21日	綾川町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	社会福祉法人 綾川町社会福祉協議会	訪問入浴介護
平成18年3月21日	綾歌郡綾川町滝宮276番地	綾歌郡綾川町滝宮276番地	訪問看護
平成18年3月21日	綾歌郡綾川町陶1720番地1	綾歌郡綾川町滝宮299番地	訪問看護

平成18年3月21日	綾川町国民健康保険綾上診療所 綾歌郡綾川町山田下3352番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション
平成18年3月21日	綾川町国民健康保険羽床上診療所 綾歌郡綾川町羽床上605番地8	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成18年3月21日	綾川町国民健康保険枋所診療所 綾歌郡綾川町枋所東1146番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成18年3月21日	綾川町国民健康保険陶病院 綾歌郡綾川町陶1720番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成18年3月21日	綾川町指定通所リハビリテーション ふれあい 綾歌郡綾川町陶1720番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	通所リハビリテーション
平成18年3月21日	綾川町老人介護支援センター 綾歌郡綾川町陶1720番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	居宅介護支援
平成18年3月21日	ケアプラン きまい 綾歌郡綾川町山田下3352番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	居宅介護支援
平成18年4月1日	内海病院 小豆郡小豆島町片城甲44番地95	小豆島町 小豆郡小豆島町池田2100番地4	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成18年4月1日	綾川町国民健康保険綾上診療所 綾歌郡綾川町山田下3352番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成18年4月1日	綾川町国民健康保険羽床上診療所 綾歌郡綾川町羽床上605番地8	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成18年4月1日	綾川町国民健康保険枋所診療所 綾歌郡綾川町枋所東1146番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成18年4月1日	綾川町国民健康保険陶病院 綾歌郡綾川町陶1720番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
平成18年4月1日	特別養護老人ホームやすらぎ荘 仲多度郡まんのう町川東1502-1	まんのう町 仲多度郡まんのう町吉野下430	通所介護 介護予防通所介護
平成18年4月25日	やすらぎ荘老人デイサービスセンター 仲多度郡まんのう町川東1512	まんのう町 仲多度郡まんのう町吉野下430	通所介護 介護予防通所介護
平成18年4月25日	やすらぎ荘ケアプランセンター 仲多度郡まんのう町川東1502-1	まんのう町 仲多度郡まんのう町吉野下430	居宅介護支援

●香川県告示第四百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇八七一 三三三	ほのぼのれんげハ ウス 木田郡三木町下高 岡二六九五―四二	有限会社れんげハ ウス 木田郡三木町鹿伏 三二七―一六〇	平成十八年 六月三日	短期入所（知的 障害者）

●香川県告示第四百六十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、第二種引田漁港の指定内容の一部を次のように改める。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

所在地	漁 港 の 区 域
東かがわ市	水 域 陸 域
	小海川右岸下流の畑方二七四七番地の七地先護岸石積先端から通念島頂上見通線上一〇〇メートルの地点から相生地区境見通線上一二五〇メートルの地点まで引いた線及び同地点から相生地区境まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面
	畑方二七四七番地の七地先から相生地区境に至る間の水際線から巾一〇〇メートル以内の地域

●香川県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年六月九日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備考	
	前後別	敷地の幅員（メートル）		延 長（メートル）
高松市塩江町安原上字五味尾二三 四番一地先から	前	八・四	四〇〇	特定交通安 全施設工事 による歩道 新設
	後	一一・四		
高松市塩江町安原上字五味尾一四 九番一地先まで	後	二五・〇	四〇〇	

●香川県告示第四百六十八号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 取消年月日 平成十八年五月二十八日
- 二 住所 観音寺市大野原町大野原四二〇八番地一四
- 三 氏名 合田正美
- 四 売りさばき場所 観音寺市昭和町一丁目三番三一号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び住所  
西村ジョイ株式会社 高松市成合町八九一番地一
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西村ジョイ成合店 高松市成合町八一二番地一ほか
- 変更しようとする事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	位 置	別図のとおり
	収容台数	六二五台
変更後	位 置	別図のとおり
	収容台数	六九二台

(二) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	数	三箇所
	位置	別図のとおり
変更後	数	四箇所
	位置	別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十八年六月一日

5 変更する理由

来客者の利便性を向上させるため

二 届出年月日

平成十八年五月三十一日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年六月九日（金曜日）から同年十月十日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十月十日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

- 平成十八年香川県公告第二十七号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
 コープ牟礼・西松屋牟礼店 高松市牟礼町牟礼九九四番ほか
  - 三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要  
 意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
 該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年六月九日（金曜日）から同年七月十日（月曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年五月二十四日認可した。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）豊稔池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）高丸池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門整備事業）中横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）宮の下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）白坂地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）桑の木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）八兵地区

〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）札幌西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）下林地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路整備事業）植松地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本庄東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北田井池導水管地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）常次東地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）前川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）植田高木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）池下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西側地区
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大井手地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年五月二十四日同意した。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土地改良事業名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）千式地区



〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）	楠井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）	東善地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業）	前田渕地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	岩瀬一号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）	東光寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）	常水池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）	西股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）	勝田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）	瓦谷地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市古高松土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	菰渕 将鷹	高松市新田町甲二四四三番地一	平成一八、三、三一
〃	川北 辰美	高松町一九七五番地一	〃
〃	村川 勝己	新田町甲一六六九番地	〃
〃	稲田 稔	〃 甲七〇〇番地一	〃
〃	田中 博	春日町九八一番地一	〃
〃	岩藤 豊	新田町甲一五九番地	〃
〃	小河 茂	高松町四〇七番地二	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
〃	牟礼 政數	新田町甲二三二番地	〃
〃	河野 茂徳	〃 甲二二五一番地一	〃
〃	久本 友一	〃 甲一八九九番地一	〃
〃	太田 輝雄	〃 甲七六九番地	〃
〃	澤井 喜好	高松町一三一〇番地	〃
〃	福田 義弘	春日町一三八七番地一	〃
〃	杉山 勝	高松町二二七二番地	〃
〃	竹本 知孝	〃 八二一番地	〃
〃	高松 清	〃 五〇九番地	〃
〃	山下 和彦	新田町甲一四五〇番地二	〃
〃	中所 克夫	〃 甲九六六番地	〃
〃	田中 輝彦	〃 甲一一四八番地	〃
〃	中村 英夫	春日町七三七番地	〃
〃	植村 繁	〃 九二三番地	〃
〃	小笠 武一	〃 五四七番地三	〃
監事	南原 勉	〃 五二九番地	〃
〃	田中 春雄	新田町甲一〇二八番地	〃
〃	本田 輝夫	高松町二九一番地一	〃
〃	平賀 達夫	新田町甲二四九九番地	〃
理事	菰渕 将鷹	高松市新田町甲二四四三番地一	平成一八、四、一
〃	川北 辰美	高松町一九七五番地一	〃
〃	田中 輝彦	新田町甲一一四八番地	〃
〃	稲田 稔	〃 甲七〇〇番地一	〃
〃	植村 繁	春日町九二三番地	〃
〃	岩藤 豊	新田町甲一五九番地	〃
〃	小河 茂	高松町四〇七番地二	〃

〃	牟礼 政敷	〃	新田町甲二三二番地	〃
〃	平賀 達夫	〃	甲二四九番地	〃
〃	山下 和彦	〃	甲一四五〇番地二	〃
〃	太田 輝雄	〃	甲七六九番地	〃
〃	上枝 正治	〃	高松町九七六番地	〃
〃	福田 義弘	〃	春日町一三八七番地一	〃
〃	杉山 勝	〃	高松町二二七二番地	〃
〃	竹本 知孝	〃	八二一番地	〃
〃	高松 清	〃	五〇九番地	〃
〃	牟礼 徳雄	〃	新田町甲九三九番地	〃
〃	中所 克夫	〃	甲九六六番地	〃
〃	池内 正俊	〃	甲一五〇三番地	〃
〃	中村 英夫	〃	春日町七三七番地	〃
〃	溝渕 俊明	〃	五四九番地	〃
〃	宮本 順一	〃	七八一番地	〃
〃	南原 勉	〃	五二九番地	〃
〃	久本 友一	〃	新田町甲一八九九番地一	〃
〃	氏部 輝雄	〃	高松町四五四番地三	〃
〃	河野 茂徳	〃	新田町甲二二五一番地一	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、四箇池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があつた。

平成十八年六月九日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	樋口 博	高松市西植田町二九三二番地四	平成一八、三、三一
〃	利國 義晴	〃 池田町一一八三番地一	〃
〃	谷川 光男	〃 東植田町八五九番地三	〃
〃	鹿庭 正信	〃 十川西町九一番地二	〃
〃	星野尾寅夫	〃 十川東町一七八二番地	〃
〃	壺井喜代市	〃 十川西町八九三番地	〃
〃	横手 實	〃 小村町四〇三番地	〃
〃	川原喜久一	〃 由良町六八番地	〃
〃	熊野 和巳	〃 川島東町一一七三番地一	〃
〃	穴吹 満雄	〃 〃 一七一一番地三	〃
〃	宮武 憲明	〃 東山崎町六二二番地二	〃
〃	森口 憲司	〃 下田井町二二四番地二、三	〃
〃	植田 治郎	〃 六条町九二二番地	〃
〃	岡田 武	〃 木太町三三二五番地	〃
〃	大見 繁義	〃 〃 一九一四番地四	〃
〃	安藤 實	〃 東植田町二三九番地	〃
〃	平野 正弘	〃 西植田町一五五四番地二	〃
〃	長尾 秀行	〃 川島東町一〇〇五番地	〃
〃	徳田 佳之	〃 春日町二七八番地一	〃
二 就任した役員	氏名	住 所	就任年月日
理事	宮本 欣貞	高松市西植田町二九六一番地一	平成一八、四、一
〃	柳原 清	〃 池田町一五六六番地五	〃
〃	谷川 光男	〃 東植田町八五九番地三	〃
〃	鹿庭 正信	〃 十川西町九一番地二	〃
〃	神内 時男	〃 〃 七七四番地	〃
〃	宮脇 猛	〃 十川東町一〇五二番地	〃
〃	稲井 博	〃 小村町四〇四番地三	〃
〃	川原喜久一	〃 由良町六八番地	〃
〃	熊野 和巳	〃 川島東町一一七三番地一	〃

山原昇	川島本町三三六番地一	〃
宮武憲明	東山崎町六二二番地二	〃
二宮一光	元山町九八九番地二	〃
森口憲司	下田井町二二四番地二、三	〃
植田治郎	六条町九二一番地	〃
大見繁義	木太町一九一四番地四	〃
森和輝	〃 三三四五番地	〃
監事 安藤實	東植田町二三九番地	〃
平野正弘	西植田町一五五四番地二	〃
徳田佳之	春日町二七八番地一	〃
穴吹満雄	川島東町一七一番地三	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小田奈良須両池土地改良区から役員（昭和二十四年六月九日）の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月九日

香川県知事 真鍋武紀

一 退任した役員			
役員の種類	氏名	住	所
理事 北村昇	高松市川部町一六九二番地一	〃	平成一八、二、一六
〃 松本清	岡本町一三七四番地	〃	〃
〃 渡邊隆司	円座町二〇九八番地	〃	〃
〃 古川恒美	西山崎町三七三番地	〃	〃
〃 鶴野義昭	檀紙町一三七〇番地一	〃	〃
〃 植原竹夫	中間町八二五番地	〃	〃
〃 山地悦次	飯田町九九〇番地	〃	〃
〃 中村敏雄	御厩町七四六番地	〃	〃
〃 川田哲男	川部町二九一番地一	〃	〃
監事 河西義美	檀紙町一九五番地三	〃	〃

二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住	所
藤村岩夫	飯田町六一三番地二	〃	〃
理事 北村昇	高松市川部町一六九二番地一	〃	平成一八、二、一七
〃 松本清	岡本町一三七四番地	〃	〃
〃 渡邊隆司	円座町二〇九八番地	〃	〃
〃 山地義邦	西山崎町一七一一番地一	〃	〃
〃 鶴野義昭	檀紙町一三七〇番地一	〃	〃
〃 植原竹夫	中間町八二五番地	〃	〃
〃 松本行則	飯田町六七八番地五	〃	〃
〃 佃光廣	御厩町一三三〇番地二	〃	〃
監事 植松重義	円座町九一六番地	〃	〃
〃 松原一夫	西山崎町九三七番地五	〃	〃
〃 矢島國雄	中間町一二三番地	〃	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高松市多肥土地改良区から役員（昭和二十四年六月九日）の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年六月九日

香川県知事 真鍋武紀

一 退任した役員			
役員の種類	氏名	住	所
理事 前川貞雄	高松市多肥上町七二〇番地六	〃	平成一五、一一、二七
〃 白川一成	出作町四六〇番地二	〃	平成一四、一〇、一五
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住	所
理事 川田巖	高松市多肥上町三三八三番地一	〃	平成一六、三、一三五

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市多肥土地改良区から役員(退任及び就任について次のとおり届出があった。)

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	西尾 正雄	高松市多肥下町二二八番地一	平成一七、一〇、二三
	有馬 雅範	〃 〃 八二四番地二	〃 〃 〃
	藤澤 武	〃 〃 三四九番地一	〃 〃 〃
	田中 正己	〃 〃 多肥上町二一〇番地	〃 〃 〃
	川田 照雄	〃 〃 四〇七番地三	〃 〃 〃
	山崎 義雄	〃 〃 八九五番地一	〃 〃 〃
	泉川 利雄	〃 〃 一五三三番地	〃 〃 〃
	猪熊 清美	〃 〃 上林町八三六番地	〃 〃 〃
	川田 巖	〃 〃 多肥上町三三八三番地一	〃 〃 〃
	酒井 貴博	〃 〃 出作町三八七番地	〃 〃 〃
	川西 一美	〃 〃 五八八番地三	〃 〃 〃
	石井 藤雄	〃 〃 多肥上町一九〇三番地	〃 〃 〃
	松野 数雄	〃 〃 二三一九番地	〃 〃 〃
監事	東川政太郎	〃 〃 四七番地二	〃 〃 〃
	川田 忠慶	〃 〃 一六二九番地	〃 〃 〃
	穴吹 徳二	〃 〃 二〇九九番地	〃 〃 〃
	森 信男	〃 〃 二二二〇番地	〃 〃 〃
二 就任した役員			

理事	藤澤 武	高松市多肥下町三四九番地一	平成一七、一〇、二四
	有馬 雅範	〃 〃 八二四番地二	〃 〃 〃
	田中 一彦	〃 〃 多肥上町一八四番地	〃 〃 〃
	佐野 光夫	〃 〃 一七六番地	〃 〃 〃
	中西 寛	〃 〃 二八七番地三	〃 〃 〃
	山崎 義雄	〃 〃 八九五番地一	〃 〃 〃
	泉川 利雄	〃 〃 一五三三番地	〃 〃 〃
	猪熊 清美	〃 〃 上林町八三六番地	〃 〃 〃
	川田 巖	〃 〃 多肥上町三三八三番地一	〃 〃 〃
	石井 藤雄	〃 〃 一九〇三番地	〃 〃 〃
	東原 富男	〃 〃 二三三〇番地	〃 〃 〃
	酒井 貴博	〃 〃 出作町三八七番地	〃 〃 〃
	岡 隆之	〃 〃 四七三番地二	〃 〃 〃
監事	東川政太郎	〃 〃 多肥上町四七番地二	〃 〃 〃
	喜多 憲一	〃 〃 八七二番地	〃 〃 〃
	穴吹 徳二	〃 〃 二〇九九番地	〃 〃 〃
	加藤 功	〃 〃 二二六七番地	〃 〃 〃

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員(退任及び就任について次のとおり届出があった。)

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	古川 恒美	高松市西山崎町三七三番地	平成一八、四、二
二 就任した役員			

理事 富田 甫 高松市香川町大野一四五番地一  
 久保 忠行 香西本町二六六番地  
 渡邊 隆司 円座町二〇九八番地  
 平成一八、三、二七  
 平成一八、四、二八

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、楠見池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。  
 平成十八年六月九日

一 退任した役員  
 香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住 所 退任年月日

理事 大津 安徳 丸亀市飯山町東坂元二二〇一番地 平成一八、三、三一

三谷 正 川原一二四二番地

上岡 泰雄 東坂元一七〇二番地

赤山 政弘 一八五八番地六

大林 照夫 一八四四番地

小林 中 八一六番地

大西 齊 二二〇七番地

林 則行 二五三二番地

尾崎 郁夫 川原九九五番地

宮崎 親徳 一五〇四番地三

大林 安一 一三六一番地一

松本 忠孝 一八〇番地

佐藤 勇 一三九三番地

監事 西山 正雄 一八八二番地

岩井佐太男 東坂元二四五〇番地一

大林 義教 川原一六六七番地

二 就任した役員  
 就任年月日

理事 山崎 全紀 丸亀市飯山町川原一四六七番地 平成一八、四、一

大林 安一 一三六一番地一

三谷 正 一二四二番地

山地 良文 一七三七番地

高橋 進 一七七七番地

宮家 秀雄 一〇一五番地二

大林 春夫 東坂元一七三一番地二

赤坂 壽志 一八二七番地

小林 利則 一九三四番地一

辻又 良一 川原一二四六番地

大西 敏雄 東坂元二四九二番地

沼田 繁夫 二六二二番地七

小林 中 八一六番地

監事 松永 哲夫 川原一〇六九番地五

山田 月良 一五五四番地三

大林 照夫 東坂元一八四四番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、木田郡三木町土地改良区から役員退任について次のとおり届出があった。  
 平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏名 住 所 退任年月日

理事 中野 國義 木田郡三木町大字小蓑一三八三番地五 平成一八、三、一六

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
綾川町	団体営ため池等整備事業	日切池地区	平成一八、三、三二
〃	団体営ため池等整備事業	丸池地区	平成一八、三、三二
〃	基盤整備促進事業(農業用排水整備事業)	陶地区	平成一八、三、三〇
〃	基盤整備促進事業(かんがい排水事業)	室田地区	平成一八、三、一〇
普通寺市土地改良区	基盤整備促進事業(かんがい排水事業)	木徳地区	平成一八、三、二四
琴平町土地改良区	基盤整備促進事業(かんがい排水事業)	苗田地区	平成一七、一〇、七
〃	基盤整備促進事業(農道整備事業)	苗田地区	平成一八、二、二八

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業(小規模)	ワラビ池	平成一八、一、三〇
県営ため池等整備事業(小規模)	左京池	平成一八、三、二四
県営ため池等整備事業(小規模)	八王寺池	平成一八、三、一七
県営ため池等整備事業(小規模)	佐文	平成一八、三、二七

県営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進多度津 平成一八、三、二七型)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、志度港港湾隣接地域の指定に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成十八年六月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時 平成十八年六月十四日(水曜日)午後二時

二 場所 香川県さぬき市志度五三八五番地八 さぬき市役所二階入札室

三 指定しようとする地域

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
志度(さぬき市)	基点第一号から三一〇度〇〇分に引いた線、基点第一号から基点第三号までを順次に結んだ線、基点第三号から二七三度五〇分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
志度(さぬき市)	基点第四号から三五三度二九分に引いた線、基点第四号から基点第六号までを順次に結んだ線、基点第六号から二六〇度三七分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
志度(さぬき市)	基点第七号から八〇度三七分に引いた線、基点第七号から基点第一〇一四号までを順次に結んだ線、基点第一〇一四号から二九八度〇七分に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
2 基点の位置	
第一号	北緯三四度一九分五九秒、東経一三四度一〇分四五秒、さぬき市志度五四一八番地三の表示杭
第二号	基点第一号から二三二度三四分、一一〇・〇メートル、さぬき市志度五四一八番地三の表示杭
第三号	基点第二号から一八三度五六分、六二三・二メートル、さぬき市志度五四一八番地三の表示杭

第四号	北緯三四度一九分三一秒、東経一三四度一分四九秒、さぬき市志度一六八番地三の表示杭
第五号	基点第四号から二五六度三分、四・〇メートル、さぬき市志度一八七番地一、二地先の表示杭
第六号	基点第五号から一六九五五分、一九・九メートル、さぬき市志度一八七番地一、二地先の表示杭
第七号	北緯三四度一九分三〇秒、東経一三四度一分四九秒、さぬき市志度五三六二番地四地先の表示杭
第八号	基点第七号から三四九度二分、一八・二メートル、さぬき市志度五三六二番地四地先の表示杭
第九号	基点第八号から二五五度三分、三四・二メートル、さぬき市志度五三六七番地五地先の表示杭
第一〇号	基点第九号から二六〇度三分、四六・八メートル、さぬき市志度五三六七番地四地先の表示杭
第一〇—一号	基点第一〇号から二六三度二分、一六〇・五メートル、さぬき市志度五三八六番地三、二地先の表示杭
第一〇—二号	基点第一〇—一号から二六七度一分、一四三・四メートル、さぬき市志度五三八六番地五地先の表示杭
第一〇—三号	基点第一〇—二号から二七三度一分、七六・八メートル、さぬき市志度五三八四番地一〇地先の表示杭
第一〇—四号	基点第一〇—三号から二七六度五分、一二六・八メートル、さぬき市志度五三八四番地二地先の表示杭
第一〇—五号	基点第一〇—四号から一〇度一分、三六・二メートル、さぬき市志度五三八五番地七地先の表示杭
第一〇—六号	基点第一〇—五号から二七八度五分、八・六メートル、さぬき市志度五三八五番地五の表示杭
第一〇—七号	基点第一〇—六号から九度一分、八〇・一メートル、さぬき市志度五三八五番地五の表示杭
第一〇—八号	基点第一〇—七号から九八度〇九分、一一・二メートル、さぬき市志度五三八五番地一、二地先の表示杭
第一〇—九号	基点第一〇—八号から八度二分、三三・五メートル、さぬき市志度五三八五番地一、二地先の表示杭
第一〇—一〇号	基点第一〇—九号から二七八度二分、一〇〇・二メートル、さぬき市志度五三八五番地九地先の表示杭

第一〇—一十一号	基点第一〇—一〇号から二九六度三分、二〇二・三メートル、さぬき市志度五三八五番地九地先の表示杭
第一〇—一二号	基点第一〇—一十一号から二一七度七分、一一四・〇メートル、さぬき市志度五三八五番地九の表示杭
第一〇—一三号	基点第一〇—一二号から二二二度三分、七・九メートル、さぬき市志度四一八番地三、二地先の表示杭
第一〇—一四号	基点第一〇—一三号から二〇七度三分、四三・一メートル、さぬき市志度三四一番地地先の表示杭

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第五号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年六月九日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

- 一 調達件名及び数量 香川県立坂出商業高等学校仮設プレハブ校舎 一式
- 二 調達方法 賃貸借
- 三 契約方式 一般競争入札
- 四 落札者決定日 平成十八年五月二十九日
- 五 落札者の氏名及び住所 大和工商リース株式会社高松支店 香川県高松市今里町二丁目二番地一九
- 六 落札金額 月額四、二五二、五〇〇円  
（消費税及び地方消費税二〇二、五〇〇円を含む。）
- 七 入札公告日 平成十八年四月十八日
- 八 落札方式 最低価格
- 九 担当学校 郵便番号 七六二一〇〇三七 香川県坂出市青葉町一一三 香川県立坂出商業高等学校 電話番号 〇八七七―四六一五六七

●香川県教育委員会公告第六号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第十七条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十八年六月九日

香川県教育委員会教育長 和 泉 幸 男

- 一 調達件名及び数量 香川県情報教育基幹システム運用支援業務 一式
- 二 調達方法 購入等
- 三 契約方式 随意
- 四 契約日 平成十八年四月一日
- 五 契約者の氏名及び住所 富士通株式会社四国営業本部 香川県高松市藤塚町一丁目一〇番三〇号
- 六 契約価格 三五、九一〇、〇〇〇円
- 七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当
- 八 担当課 郵便番号 七六〇―八五八二 香川県高松市天神前六番一号 香川県教育委員会事務局高校教育課総務・施設グループ 電話番号 〇八七―八三二―三七四九

（消費税及び地方消費税一、七一〇、〇〇〇円を含む。）

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。

平成十八年六月九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
医療法人十全会岩崎病院	仲多度郡琴平町二八三―一

正 誤

平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）目次中訂正

一ページ	下段	
	正	誤
	香川県告示第百八十一の二号	香川県告示第百八十二号
	香川県告示第百八十三号	香川県告示第百八十一の二号
	香川県告示第百八十一の三号	

平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）香川県告示第百四十四号中訂正

一三ページ	下段	
	正	誤
	香川県告示第百八十一の二号	香川県告示第百八十二号

平成十八年三月二十四日（香川県報第九三二二号）香川県告示第百四十五号中訂正

一三ページ	下段	
	正	誤
	香川県告示第百八十一の三号	香川県告示第百八十三号

